



山形県公報

令和元年6月18日(火)
第13号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 地域登録検査機関の登録……………(県産米ブランド推進課) ……165
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……166

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程……………同

### 公 告

- 令和2年度山形県立産業技術短期大学の訓練生の募集……………(雇用対策課) ……167
- 農用地利用配分計画の認可の申請……………(農村計画課) ……168

## 告 示

### 山形県告示第99号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録をした。  
令和元年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 登録年月日及び登録番号  
令和元年6月5日  
99
- 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社アスク  
代表取締役 河合 克行  
山形市蔵王松ヶ丘二丁目1-36
- 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
- 登録の区分  
品位等検査
- 農産物検査を行う区域  
山形県
- 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏 名   | 住 所          | 農産物検査を行う<br>農産物の種類 | 備 考        |
|-------|--------------|--------------------|------------|
| 櫻 井 努 | 山形市桧町四丁目10-1 | 玄米                 | 国内産農産物に限る。 |
| 村 上 春 | 山形市成沢一丁目5-31 | 玄米                 |            |

|         |                |    |
|---------|----------------|----|
| 大 場 和 瑛 | 山形市江南四丁目10-5-7 | 玄米 |
| 鈴 木 清   | 山形市大字片谷地1234-1 | 玄米 |

**山形県告示第100号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和元年6月18日から同年7月2日まで縦覧に供する。

令和元年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 椿長井線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長    |
|--------------------------------------|------|--------------------|--------|
| 西置賜郡飯豊町大字黒沢字大畑3475番2から<br>同 3477番1まで | 旧    | 23.0メートル<br>} 17.0 | 97メートル |
| 同 上                                  | 新    | 24.2メートル<br>} 19.5 | 同 上    |

**選挙管理委員会関係**

**告 示**

**山形県選挙管理委員会告示第9号**

山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年6月18日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

**山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程**

山形県公職選挙運動規程（昭和44年12月県選挙管理委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

第57条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する掲載文及び写真の提出は、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類する一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）により行うことができる。

第58条第1項を次のように改める。

掲載文は、無彩色で記載し、又は記録しなければならない。

第58条第2項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第59条第1項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第59条の2中「記載しよう」を「記載し、又は記録しよう」に、「原稿用紙」を「原稿用紙（県の委員会が提供する磁気ディスク等をもつて調製するファイルに保存する当該原稿用紙に相当する電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）」に、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第59条の3第1項中「記載した」を「記載し、又は記録した」に、「記載の」を「記載又は記録の」に改める。

別記第32号様式中「（2葉）」を削る。

別記第35号様式中「別紙」を「別添」に改める。

**附 則**

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の山形県公職選挙運動規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、この規程の施行の前日にその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。

## 公 告

令和2年度山形県立産業技術短期大学校における訓練生を次のとおり募集する。

令和元年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集定員

| 校 名           | 訓練課程    | 訓 練 科 目     |               | 訓練期間 | 募集定員 |
|---------------|---------|-------------|---------------|------|------|
| 山形県立産業技術短期大学校 | 専 門 課 程 | 機械システム系     | デジタルエンジニアリング科 | 2年   | 10名  |
|               |         |             | メカトロニクス科      | 2年   | 20名  |
|               |         | 知能電子システム科   |               | 2年   | 30名  |
|               |         | 情報システム科     |               | 2年   | 20名  |
|               |         | 建築環境システム科   |               | 2年   | 20名  |
|               |         | 土木エンジニアリング科 |               | 2年   | 20名  |
|               | 専門短期課程  | 産業技術専攻科     | 1年            | 10名  |      |

備考 推薦入学試験及び一般入学試験による募集定員の内訳は、別に定める令和2年度山形県立産業技術短期大学校学生募集要項による。

2 試験の期日及び場所

| 校 名           | 訓練課程    | 区 分        | 期 日           | 場 所                           |
|---------------|---------|------------|---------------|-------------------------------|
| 山形県立産業技術短期大学校 | 専 門 課 程 | 推薦入学試験     | 令和元年11月3日（日）  | 山形県立産業技術短期大学校<br>山形市松栄二丁目2番1号 |
|               |         | 一般入学試験（前期） | 令和元年12月8日（日）  |                               |
|               |         | 一般入学試験（後期） | 令和2年3月8日（日）   |                               |
|               | 専門短期課程  | 第1期選考試験    | 令和元年11月15日（金） |                               |
|               |         | 第2期選考試験    | 令和2年2月10日（月）  |                               |

3 試験科目

| 校 名               | 訓練課程    | 区 分                  | 試 験 科 目                                                |
|-------------------|---------|----------------------|--------------------------------------------------------|
| 山形県立産業技術短期<br>大学校 | 専 門 課 程 | 推薦入学試験               | 筆記試験（数学Ⅰ及び数学Ⅱ）及び面接                                     |
|                   |         | 一般入学試験               | 筆記試験<br>(1) 数学Ⅰ及び数学Ⅱ<br>(2) コミュニケーション英語Ⅰ及びコミュニケーション英語Ⅱ |
|                   | 専門短期課程  | 第1期選考試験及び<br>第2期選考試験 | 書類審査及び面接                                               |

4 応募手続

入学志願書を、次の受付期間内に山形県立産業技術短期大学校に提出すること。

| 校 名               | 訓練課程    | 区 分            | 受 付 期 間                     |
|-------------------|---------|----------------|-----------------------------|
| 山形県立産業技術<br>短期大学校 | 専 門 課 程 | 推薦入学試験         | 令和元年10月11日（金）から同月25日（金）まで   |
|                   |         | 一般入学試験<br>（前期） | 令和元年11月18日（月）から同月29日（金）まで   |
|                   |         | 一般入学試験<br>（後期） | 令和2年2月17日（月）から同年3月4日（水）まで   |
|                   | 専門短期課程  | 第1期選考試験        | 令和元年10月21日（月）から同年11月1日（金）まで |
|                   |         | 第2期選考試験        | 令和2年1月20日（月）から同月31日（金）まで    |

5 その他

- (1) 専門課程への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、令和2年度山形県立産業技術短期大学校学生募集要項に定めるところによる。
- (2) 専門短期課程への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、令和2年度山形県立産業技術短期大学校産業技術専攻科生募集要項に定めるところによる。
- (3) 詳細については、商工労働部雇用対策課産業人材育成担当（電話番号023(630)3117）又は山形県立産業技術短期大学校（電話番号023(643)8431）に問い合わせること。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、農林水産部農村計画課及び村山総合支庁産業経済部農村計画課において令和元年7月2日まで縦覧に供する。

令和元年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける<br>土地の所在する市町村 | 賃借権の設定等を受ける<br>者の数 | 賃借権の設定等を受ける土地           |
|---------------------------|--------------------|-------------------------|
| 大 江 町                     | 2 者                | 西村山郡大江町大字富沢字川岸594番2ほか7筆 |

2 申請年月日

令和元年6月3日

3 その他

この公告に係る農用地利用配分計画の利害関係人は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和元年7月2日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見

令和元年6月18日印刷 発行所 山形県庁  
令和元年6月18日発行 発行人 山形県